

■特別支援教育特別専攻科 一種免コース履修基準（平成31年度入学生適用）

専攻	教育職員免許法施行規則第7条に定める科目	中心となる特別支援教育領域等	開講科目	履修基準			
				障害分野			
				聴覚障害	発達障害		
特別支援教育専攻	特別支援教育の基礎理論に関する科目		特別支援教育総論	②	②	1障害分野を選択の上、必修科目を含んで合計36単位以上修得すること。	
	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害	聴覚障害心理	②		2
			聴覚障害	聴覚音声生理・病理	②		2
			知的障害	知的障害者の心理・生理・病理	②		②
			肢体不自由	肢体不自由者の心理・生理・病理	②		②
			病弱	病弱者の心理・生理・病理	2		②
	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害	聴覚障害教育	②		②
			聴覚障害	聴覚障害指導論	②		2
			聴覚障害	聴覚障害臨床	2		2
			知的障害	知的障害教育	②		②
			知的障害	知的障害指導論	2		②
			肢体不自由	肢体不自由教育	②		②
			肢体不自由	肢体不自由指導論	2		②
			病弱	病弱教育	②		②
			免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		複数領域		障害者の心理・生理・病理
	視覚障害	視覚障害教育			②		②
	重複・LD等	発達障害指導論			②		②
	重複・LD等	ユニバーサルデザイン授業論			2		2
	重複・LD等	発達障害教育			②		②
	重複・LD等	重複障害教育			②		②
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		教育実習	④		④
				障害児研究法B	2		2
				論文	②		②

【履修要領】

- ア 聴覚障害分野を修了した者は、「聴覚障害者に関する教育」、「知的障害者に関する教育」、「肢体不自由者に関する教育」の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状を取得することができる。
- イ 発達障害分野を修了した者は、「知的障害者に関する教育」、「肢体不自由者に関する教育」、「病弱者に関する教育」の領域を定めた特別支援学校教諭一種免許状を取得することができる。
- ウ ○数字は必修科目を示し、その他は選択科目を示す。